代　理　人　の　有　無

　　　　　　　　　　　　　　地縁による団体の名称

代表者名

１　代理人の有無

　　（１）有　　　代理人有りの場合

 代理人　氏　名

 住　所

　　（２）無

※　「代理人」は地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。